

委 託 業 務 単 価 契 約 書 (案)

1 委託業務名 令和8年度香芝市児童福祉課事業に係る印刷等業務

2 納入物品 (内訳)

品名	予定 数量	単位 (円)	金額 (円)
1 妊婦健康補助券綴り	700		
2 妊婦歯科健診票	500		
3 プレママ教室テキスト	180		
4 相談記録・プラン等印刷 ①妊娠届	700		
5 相談記録・プラン等印刷 ②乳幼児表紙・相談記録(2種類)	700×2 種類		
6 相談記録・プラン等印刷 ③マタニティーベビープラン	700		
7 相談記録・プラン等印刷 ④母子健康管理票	700		
8 相談記録・プラン等印刷 ⑤妊婦健康管理票	700		
9 出生届封筒	600		
10 健診・相談記録用紙 (4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月)	650×4 種類		
11 健診等綴り	630		
12 4か月児健診離乳食パンフレット	650		
13 10か月相談歯のチラシ	650		
小計	—		
消費税等	—		
合計	—		

3 仕様 別紙仕様書のとおり

4 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

5 納入場所 香芝市子ども家庭部児童福祉課

6 契約保証金

上記業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 奈良県香芝市本町1397番地
香芝市
市長 三橋 和史

受注者

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする委託業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の納入物品（以下「物品」という。）を契約書記載の納入期間（以下「期間」という。）までに発注者が指定する場所に納入しなければならない。

3 受注者は、この契約の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、発注者の指示に基づいて随時履行するものとする。

4 発注者は、物品納入後において、契約単価の消費税及び地方消費税を含まない額に確定数量を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の合計額に、消費税及び地方消費税率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加えた額を受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(個人情報の保護)

第3条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約内容の変更等)

第4条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、契約内容の変更又は納入の中止をすることができる。

2 前項の場合において、契約単価又は納入期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議の上定めるものとする。

3 この契約締結後、市場価格に著しい変動があった場合は、その実情に応じて発注者と受注者で協議の上契約単価を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 発注者は、受注者が第1条第2項又は第3項の履行が完了したときは、その日から起算して10日以内に受注者立会いの上検査を行い、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとする。

2 検査に必要な費用及び検査のために変質、変形、消耗、き損又は破壊したものを現状に復する費用は、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに物品を納入するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第6条 受注者は、前条第1項の検査に合格したときは、契約代金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品についての損害は、発注者の責に帰する事由により生じたものを除き、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）により引渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(履行遅滞における損害金等)

第9条 受注者の責に帰する事由により、納入期間内に物品を納入することができない場合においては、発注者は、受注者に対して、当該発注品名の数量に契約単価を乗じた金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額

の損害金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者の責に帰する事由により、第6条第2項の規定による契約代金の支払が遅延した場合には、受注者は、発注者に対して、未受領の契約代金につき、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、納入期限内に債務の履行が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等及び物品・役務関係業務の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に係る下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に係る下請契約等に当たり、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、各契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計額の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合等不正行為による解除)

第11条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号いずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第65条又は第67条の規定による審決がなされ、当該審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条第1項の排除措置命令をし、その命令が同条第7項の規定により確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第50条第1項の納付命令をし、その命令が同条第5項の規定により確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(受注者の解除権)

第12条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により物品を納入することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第13条 受注者は、第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金については、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(協議解除)

第14条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除等に伴う措置)

第15条 契約が解除され、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは受託者の債務について履行不能となった場合(以下「契約が解除された場合等」という。)において、検査に合格した履行部分があるときは、委託者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

(管轄裁判所)

第16条 委託者と受託者の間で訴訟の必要が生じた場合は、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(補則)

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者協議してさだめる。

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(取得の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の適切な管理)

第5条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第7条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第10条 受注者は、発注者の許諾を得た場合に限り、この契約による業務の一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託をすることができる。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、次に定める条件を付するものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様の条件を付するものとする。

(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(資料等の返還等)

- 第11条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。
- 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(取扱状況等についての指示等)

- 第12条 発注者は、定期に及び必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではない。

(事故発生時における報告)

- 第13条 受注者は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

- 第14条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
- 2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。